

令和3年第10回矢巾町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年9月21日(火)午後1時30分～
- 2 開催場所 矢巾町役場 4階 大会議室
- 3 出席委員

(16名)

| | | |
|---------|-----|-------|
| 会長 | 16番 | 中川和則 |
| 会長職務代理者 | 15番 | 佐々木昭英 |
| 委員 | 1番 | 金子忠博 |
| 委員 | 2番 | 佐々木達也 |
| 委員 | 4番 | 白澤克美 |
| 委員 | 5番 | 熊谷洋司 |
| 委員 | 6番 | 川村良道 |
| 委員 | 7番 | 川村和男 |
| 委員 | 8番 | 佐々木博 |
| 委員 | 9番 | 星川忠博 |
| 委員 | 10番 | 藤原幸藏 |
| 委員 | 11番 | 佐藤俊孝 |
| 委員 | 12番 | 高原弘明 |
| 委員 | 13番 | 阿部江利子 |
| 委員 | 14番 | 白澤和実 |

(欠席)委員 3番 高橋かおる

4 議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 会議録書記の指名 |
| 日程第3 | 会期の決定 |
| 日程第4 | 業務の経過報告 |
| 日程第5 | 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について |
| 日程第6 | 報告第2号 農地法第3条の3の規定による農地の所有権移転届出について |
| 日程第7 | 報告第3号 転用許可等不要後の現状変更届出について |
| 日程第8 | 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について |
| 日程第9 | 議案第2号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について |
| 日程第10 | 議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について |
| 日程第11 | 議案第4号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について |
| 日程第12 | 議案第5号 矢巾町空き家に付属した農地の別段面積要綱の一部を改正する告示について |
| 日程第13 | 議案第6号 空き家に付属した農地の指定の決定について |

5 説明員

農業委員会事務局

事務局長 高 橋 保
主査 岩 館 貴 紀
主任主事 藤 原 佳 芳 里

6 会議の概要

議長

会議に先立ち、皆様にお知らせします。時節がら、上着をお脱ぎいただいても結構でございます。

また、本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。新型コロナウイルス感染症対策のため、議案の朗読は表題のみとし、時間を短縮して進行いたします。

質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の出席委員は15名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。なお、3番高橋かおる委員が欠席する旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

ただいまから、令和3年第10回矢巾町農業委員会総会を開会します。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは当職より指名します。1番金子忠博委員、2番佐々木達也委員、4番白澤克美委員をお願いいたします。

日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは、当職より指名いたします。農業委員会事務局、岩館貴紀 主査 をお願いします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは、本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により当職よりご説明いたします。

9月3日、金曜日 令和3年矢巾町議会定例会9月会議が開催され、単行議案等を審議しております。

9月6日、月曜日 同じく、令和3年矢巾町議会定例会9月会議では矢巾町農業委員会に一般質問を受けております。

9月12日、日曜日 「農地に係る相談会」をやはぱーくにて開催しました。約20名ほどの来場者でした。

9月14日、火曜日 農地現地調査を行い、午前に農政経済専門委員、午後に土地調整専門委員が行っております。

9月15日、水曜日 農地移動適正化あっせん会議及び運営委員会

9月16日、木曜日 令和3年矢巾町議会定例会9月会議では、予算決算常任委員会の代表質疑、総括質疑が行われております。

以上になります。ご質問等ございますか。

佐藤俊孝委員
議長
佐藤俊孝委員

はい、議長。

はい、11番佐藤俊孝委員。

11番、佐藤です。ただいま経過報告ありました9月6日の矢巾町議会定例会9月議会一般質問で、農業委員長への質問があり、中川会長が答弁しております。当日は、佐々木昭英会長職務代理者、藤原幸藏委員と私は傍聴席で聞いておりましたので、その内容は承知しておりますが、当日、出席されていない委員さんもいらっしゃいますので、その内容を会長の方から、ご紹介いただければと思います。

それから、16日の予算決算常任委員会で代表質疑、総括質疑があったようですが、その内容について、お知らせいただければと思います。

以上でございます。

事務局

はい。私の方からお答えいたします。一般質問は昆秀一議員から、質問の通告を受けており答弁いたしました。質問事項は「農業の未来」で、町長、教育長、そして農業委員長への質問となりました。

農業委員会には、耕作放棄地のことについてであり、答弁としては「引き続き、農地パトロールを強化し、耕作放棄地については、農地所有者、管理者へ通知し、適正な農地管理を促していく」旨、答弁しております。

町長に対しては、集積の関係及び後継者育成について。教育長に対しては、農業と食の教育、そして後継者育成についての質問がなされ、それぞれ答弁しております。建設的なご質問をいただいたと思っております。

そして、16日の予算決算常任委員会の代表質疑では、矢巾明進会村松信一議員から質問を受けました。内容は、農業委員の活動報告書の提出が令和元年から義務化され処理業務が増になっていないか。その対応はどのようにしているか。という内容でした。これは令和元年度から義務化される前から、当委員会ではこの活動報告書の提出を求めており、業務量増には至っていない旨の答弁をしております。

9月議会は決算議会とも言われ、農業委員には農地最適化にかかる活動分の報酬が支払われておりますので、議会内でもこのことについて、注目しているのだと改めて感じたところであります。

以上でございます。

佐藤俊孝委員
議長

はい、わかりました。

その他ございますか。

藤原幸藏委員 はい、議長。

議長 はい、10番藤原幸藏委員。

藤原幸藏委員 はい、10番藤原です。12日にやはぱーくで農地に係る相談会を開催し、私も午前中参加いたしました。会長から先ほど、約20名の参加と話がありましたけど、実際の来場者数と、どのような内容があったかを皆さんにお知らせいただければと思います。そして、この先やはりこういうものをしっかりとりとまとめて、来年以降の対応に反映していくべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 議長。

議長 はい。事務局。

事務局 まず、9月12日の農地に係る相談会には、計17名の方がいらっしゃいました。なお、昨年度は10名でした。相談内容は「農地を手放したい」と、「農地転用したい」という相談が多くありました。また、「現在、市民農園を借りているがもう少し増やしたい」という相談もあり、相談内容は多種多様なものでありました。そして、事前に周知し平日は役場に伺えない方への配慮や、さらに「やはぱーく」と比較的アクセスの便利な場所で開催したことにより、この農地相談会は例年以上の効果があったと思っております。そして、内容を精査を行い、委員の皆さまと共有し、次につなげていきたいと考えております。

あと、お手元にコピーをつけていますが、事前告知は、町広報、ホームページ等で行いましたが、さらに、メディアへ情報を提供し、紙面に掲載していただいております。当日は、メディア取材を受けておりますので、取り組みへの周知を図り、活動の内容を伝えることも大切なことと改めて感じたところであります。

以上でございます。

議長 その他ありますか。

議長 ≪なしの声≫

議長 次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 ≪報告第1号 朗読≫

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局から報告第1号につきまして補足説明させていただきます。

相続人について、番号1については、矢巾町内在住者のため、番号2については、町内にも農地を所有しており、現在も管理されているため、どちらも農地の耕作放棄にはつながらないものと考えております。

以上でございます。

議長 それでは、質疑がありましたら挙手願います。

議長 ≪なしの声≫

議長 では次に進みます。

日程第6、報告第2号、農地法第3条の3の規定による農地の所有権移転届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

≪報告第2号 朗読≫

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局から報告第2号につきまして補足説明させていただきます。

時効取得は、所有の意思をもって、平穩にかつ、公然と他人の物を20年間占有した者がその所有権を取得できることであり、民法に定められています。

番号1は昭和52年に仮登記を行い、それ以降、公然と20年間農地を管理していたため、時効取得が認められたものです。

今回のような時効取得での所有権の移転は、農家ではない方も農地を取得することが出来るため、今後も農地パトロールでの確認を行っていきたいと思います。

以上でございます。

議長 それでは、質疑がありましたら挙手願います。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番佐藤です。これまでも同様の質疑をさせていただいており、繰り返しになります。仮登記以来20年ほど耕作し、農地を保全してきたという実績をもって、この届け出を受け付けし、当委員会は、農地パトロールを行い、きちんと農地管理をしている事実があることを確認し、その後に届け出しましょうという流れでいくことと記憶しております。その実際のところを把握しているのであれば、補足事項の中で紹介していただきたいと思います。何かありましたら、お願いします。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番佐藤委員のご質問にお答えいたします。

事務局の方ではまだ現状確認しておりませんので、今後農業委員とともに農地パトロールを行い、現状を確認してまいりたいと思っております。

以上でございます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 加えて、お答えいたします。今回、申請をいただきました●●●●氏とは、窓口での口頭にはなりますが、本人から自作で管理しているという実態を確認をしてございます。以上でございます。

佐藤俊孝委員 了解しました。

議長 その他にございますか。

議長 <なしの声>

議長 では次に進みます。

日程第7、報告第3号、転用許可等不要農地の現状変更届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

<報告第3号 朗読>

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 報告第3号につきまして事務局より補足説明させていただきます。

こちらの農地について、地目は田となっておりますが、今回土壌改良を行い、今後は畑として活用したいと申し出があり、今回、現状変更の届け出が提出されました。隣接農地の所有者の同意を得たうえの現状変更届け出となっております。

以上でございます。

議長 それでは、質疑がありましたら挙手願います。

川村和男委員 はい、議長。

議長 7番、川村和男委員。

川村和男委員 7番川村です。この●●●●氏は●●●●自治会の方で、今回、●●●●の農地を現状変更するようですが、これはどなたが耕作するのか、教えてください。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 7番川村和男委員のご質問にお答えいたします。

こちらは土壌改良し、畑として利用する予定とし、所有者である●●●●氏が耕作すると聞いております。

以上でございます。

川村和男委員 はい、わかりました。

議長 その他、質疑ありますか。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 はい、11番佐藤です。

もし、お分かりになりましたら、お知らせいただければと思います。田から畑に地目変更した場合に、鹿妻土地改良区の水利費はどのようになるのか、今回の案件の扱いをお知らせいただければと思います。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番佐藤俊孝委員のご質問にお答えいたします。

●●●●氏の方からは、今回の届出により、地目変更すると聞いております。

また、その際に地目が田であるため、鹿妻穴堰土地改良区からの水利費の手続きもお願いしております。なお、こちらで金額は把握できませんが、鹿妻穴堰土地改良区から清算金の支払いを求められる場合があることも本人に話しております。

以上でございます。

議長 その他、ございますか。

《なしの声》

議長 次に進みます。

日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《議案第1号 朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第1号について、補足の説明をさせていただきます。

お手元の別添農地法第3条の調査書をご覧ください。

3条許可要件が記載されております。番号1から5につきまして、これにより、農地法第3条第2項各号に該当していないと思われることから、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

番号1につきましては、7月14日の現地調査により、農地に復旧したことを確認しております。また、あっせん事業による売買であることを申し添えます。

番号2につきましては、6月11日のあっせん事業により売買した農地にほど近い場所にあり、面積が37㎡と小さいため、所有者のご意向により、無償譲渡するものです。この農地は共有名義となっているため、●●●●氏が所有する持分2分の1を譲渡するものです。

以上でございます。

議長 それでは、質疑に入ります。質疑がありましたら、挙手願います。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番佐藤俊孝委員。

11番佐藤です。今回の案件は共有のお一人が第3者に譲渡されるものですが、その共有相手の同意はいただいているのでしょうか。

それと今回のようにする理由をお知らせいただければと思います。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番、佐藤俊孝委員のご質問にお答えいたします。

これは●●●●氏の持ち分が、●●●●氏に所有権移転になるもので、もう一方の共有者には●●●●氏が伝えるものと聞いております。

このいきさつは、前月、農地法第3条で売買による所有権移転がありましたが、その農地までの農道部分になります。そのことから●●●●氏が所有している農地をすべて●●●●氏へ譲渡することにしたという内容になります。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番佐藤です。このような共有名義のものは、当然ながら一方の所有者の同意なりが必要と思われます。土地問題が発生する場合において、共有名義関係のものが特に多くあります。先ほどの事務局説明では、「聞いているだけ」で、同意をとれているかの確認は出来ていないようです。このケースは確実にその所有者の同意を求めるべきと思います。以上になります。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 11番佐藤俊孝委員のご質問にお答えいたします。

ご意見がありましたとおり、共有する方の同意の確認はとれておりませんので、後ほど同意の確認を取りたいと思います。

議長 他にありますか。

《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。
議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数》

【反対】

5 番熊谷洋司委員

1 1 番佐藤俊孝委員

1 3 番阿部江利子委員

議長 挙手多数ですので、許可することに決めます。

次に進みます。

議長 日程第9、議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 《議案第2号 朗読》

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 お手元の別添農地法第3条調査書をご覧ください。3条許可要件が記載されております。番号1から5につきまして、これにより、農地法第3条第2項各号に該当していないと思われることから、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。なお、議案第3号は農地法第3条に係る貸借の関係ですが、番号3の案件につきましては現地調査を行っております。

以上でございます。

議長 9月14日に農地転用現地調査を行った、農業委員より調査結果を報告願います。

川村良道委員 はい、議長。

議長 はい、6番川村良道委員。

川村良道委員 はい、6番川村です。議案第3号の番号3につきましては、農地の一部を貸借するという内容でありましたので、現地調査を行ってききましたので、報告させていただきます。

当該農地は、遊休農地化していた農地ではありますが、現地確認により、譲受人に農地に復旧する意思があることを確認いたしました。農地に復旧することを条件に許可できるものと判断いたします。また、農地の一部を貸借することにより、2,000㎡をご自身で測っていただきましたので、報告いたします。

議長 その他、補足説明がありましたら説明願います。

《なしの声》

議長 それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。

討論ございませんか。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。

議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 補足説明させていただきます。

番号1、役場の●●●●kmに位置し、北側は●●●●線が横断しています。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しています。周辺は10ha以上の一団の農地であり、第1種農地と判断いたしました。この案件は、8月の農地転用現地調査の際に農地に砂利が敷かれ、宅地の一部として利用されていることが発覚したため、適用外申請を提出いただいたものです。

議長 9月14日に農地転用現地調査を行った、農業委員より調査結果を報告願います。

川村良道委員 はい、議長。

議長 はい、6番川村良道委員。

川村良道委員 はい、6番川村です。

9月14日に現地調査を行ってまいりました。

当該土地は、平成5年ごろから、砂利を敷き、宅地の一部として利用されております。20年以上前からの案件であり、長期間にわたり、宅地として利用されてきたため、農地としての原状回復は困難であることから、農地法の適用外を証明するにあたり、やむを得ないと判断します。

ただ、先月8月16日に行った現地調査を行ったところ、当該土地の隣接農地が駐車場用地として使用されている部分がありました。適切に農地として管理されておらず、農業委員会としても改善を求め、自動車の移転、農地への復旧を前提とし、今月、再度確認を行い、改善が見られたので、今回の適用外の証明できると判断したところです。以上でございます。

議長 その他、補足説明ありますか。

「なしの声」

議長 それでは、質疑がありましたら挙手願います。

「なしの声」

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。

討論ございませんか。

「なしの声」

議長 討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。

議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する許可決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

「挙手多数」

議長 挙手多数ですので、許可相当として意見することに決めます。次に進みます。

日程第12、議案第5号、矢巾町空家に付属した農地の別段の面積取扱要綱の一部を改正する告示について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 「議案第5号 朗読」

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 補足説明をさせていただきます。

この要綱は今年4月から施行しており、今回、初めての申請があり、手続きを進めております。これは次の議案で空家に付属する農地の指定議案をご提案いたします。今回の手続きを進めている中で、申請から空き家に付属する農地指定までのシュミレーションしたところ、この農地指定を行った後に、告示行為により、公にする必要があることを岩手県農業会議から指導があり今回の一部改正をお願いするものになります。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番佐藤です。農地付き空家のその範囲について、お伺いします。空家があって、周りに農地があり、それは一体的に営農なり管理がなされている範囲が「農地付き空家」という漠然とした概念を持ちます。例えば貸し借りをしたり、いろんな利用形態もその中に介在する場合がありますと思われる。そこで、どこまでを対象の付属農地と見ようとするのか、それとも希望する空家を買いたいという方の意見を尊重して、その農地付き空家の農地を指定するのか等、農地付き空家の付属農地の定義が定められていないと感じます。その辺のお考えがあったらお願いいたします。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 お答えをいたします。空家に付属する農地を指定するに当たっては、まず二通りの考えがあると思います。

まず一つとしては、空家の周りにある小さな家庭菜園ができるくらいの農地、これは多少飛び地であっても、空家に付属する農地として対象とします。

二つ目としては、さらにその農地所有者が他に、大規模な面積を持った農地を所有している場合、例えば、10a、30aの農地を所有しているケースもあると思います。そういった場合には、空家に付属する農地とはせず、農地適正化あっせん事業の対象とし、売渡申出をいただくという形になります。

また、空家の周りに小さな農地があり、それが1a未満の場合は状況により、農業委員の現地確認で、農地法の適用外申請の対象としての判断も必要と考えています。いずれにしても、空家と空家に付属した農地を購入する方の希望に応じて、道路住宅課の空家担当とともに手続きを進める形になります。

以上でございます。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 はい、11番佐藤です。続けてお伺いします。

本人が、空家を求めたところに付属農地がある場合に、その扱いについて農業委員の現地調査や、総会での審議なりが行われることにはなりますが、空家を求めたい本人がどのくらいの範囲で農業に携わるのか。望んでいる規模はどのくらいか、そういった内容について本人からどのように確認するのか、申請書等の書類で確認するのか、あるいは、現地確認等の際に本人に聞き取りを行うのか等、その確認方法等について、どうするのかわかる範囲内でお知らせください。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 お答えをいたします。空家に付属する農地をお求めになる方は、新規就農のひとりと考えます。

新規就農する場合には、農業委員会の審査が必要になりますが、今回、空家に付属した農地をお求めになる方は現地にて、ご本人にヒアリングを行い、そこで具体的に、対象農地への作付け予定や、どのように耕作していくかなど聞き取りを行い、場合によっては、農業委員からアドバイスをしながら進めていきたいと考えています。そのことにより農地の有効活用、耕作放棄地解消に向けていけると想定しております。以上でございます。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 新規就農と農地付き空家で農地を取得する方とは、個人的には別物ではないかと思われます。新規就農は営農計画等きっちり定めたものをもって、いわゆる50a要件をクリアし、就農者が独り立ちできることを念頭に、当農業委員会やJA、県農業普及センター等の関係団体が助言なり指導していくものと思います。

一方、農地付き空家に関しては、空家対策の一環の課題であり、その空家に農地が付属しているものです。この課題を解決するために、特別に下限面積を1aに下げたものであると理解しております。よって、新規就農ではないと個人的に思っています。ただ、小面積と言えども農地法の農地を委ねますので、それをきちんと耕作してくださいという条件を付するわけです。その規模は小面積ですので、それをもって生業いをととはならないので、この区別は必要であると感じます。

この農地付き空家の別段面積に関しては、さまざまと私も携わらせていただきました。この新規就農者と、農地付き空家を新たに所有した方との扱い関係をしっかりしたものにしたいと考えます。そのあたりいかがでしょうか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 お答えをいたします。

空家に付属する農地を所有する方は、新規就農の一つと考えます。本格的に農業でなりわいを得るものではないかもしれませんが、農地を所有するということは、農地法に基づいて管理をしていただくこととなります。

このことから、所有する者に対して、農業委員あるいは事務局からのアドバイスは必要だと思っております。

この新規就農者と空家に付属する農地を取得する方の取り扱いは、引き続き、農業委員等からご意見をいただき、議論してまいりたいと考えております。

ありがとうございます。以上でございます。

議長 その他、質疑ありませんか。

白澤和実委員 はい、議長。

議長 はい、14番白澤和実委員。

白澤和実委員 はい、14番白澤です。例えば、その農地付き空家の所有者が、数年後に息子さんなどの家を建築したいという場合は、農家分家住宅として建築することができるのでしょうか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 お答えいたします。
数年後にご子息等の家の建築希望があった場合、いわゆる農家分家という形の建築は、農家要件である50a要件を満たしていないので、建築することはできないものと考えます。
以上でございます。

議長 その他に質疑ありますか。

佐々木昭英会長職務代理者 はい、議長。

議長 はい、15番佐々木昭英会長職務代理者。

佐々木昭英会長職務代理者 15番佐々木です。例えば、農地付き空家を購入し、まずは家庭菜園などを行いはじめた。ただ、数年後は農地管理をしなくなり農地が荒れてきた。そういった場合の対応策はどのようにお考えでしょうか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 お答えいたします。そのよう場合は、他の耕作放棄地と同様に農地法の規定により、適切な農地の管理を促してまいります。
以上でございます。

議長 その他、質疑ありませんか。

議長 ≪なしの声≫

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。
≪なしの声≫

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。
議案第5号、矢巾町空家に付属した農地の別段の面積取扱要綱の一部を改正する告示について、原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。
≪挙手多数≫

議長 挙手多数ですので、原案のとおり決します。次に進みます。
日程第13、議案第6号、空家に付属した農地の指定の決定について、を議題とします。議題について事務局より朗読させます。
≪議案第6号 朗読≫

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 事務局より補足説明させていただきます。
申請者である●●●●氏は、●●●●の空家の購入者であり、今回、空家周辺の農地を購入したいという意向があり、申請書を提出していただきました。非農家ではありませんが、番号2の所有者である本家の●●●●氏に農業の指導をしていただく予定であります。また、●●●●氏のお父様が農業に興味があり、数年以内に同居する予定であることから、農作業従事者が増えるため、耕作放棄地化にはならないものと思います。よろしく願いいたします。

議長 それでは、9月14日に現地調査を行った委員から調査報告をお願いします。

川村良道委員 はい、議長。

議長 はい、6番川村良道委員。

川村良道委員

はい、6番川村です。

9月14日に現地調査を行い、所有予定のご本人の●●●●氏とも現地でお会いしてきました。

当該農地は、空家に隣接する農地であり、耕作放棄地であります。申請人に聞き取りを行ったところ、農地の復旧は現所有者の負担で行い、取得後は隣に住む本家の●●●●氏に助言をいただきながら、作物を耕作する予定で、空家に付属した農地としてしてできるものと判断いたします。

なお、●●●●氏ご本人は農機具等は所有していませんが、隣接している本家がいま

るので、いろいろとアドバイスを受けることを聞いております。
また、その本家が農家ですので、そのお手伝いもしていくという話も聞いておりま

議長

それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。

《なしの声》

議長

討論なしと認めます。

それでは、挙手により、表決に入ります。

議案第6号、空家に付属した農地の指定の決定について、妥当であるとして承認する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手多数》

議長

挙手多数ですので、空家に付属した農地であるとして承認することに決めます。

以上で議事のすべてを終了しましたので、総会は閉会といたします。みなさま、大変お疲れ様でした。

《終了 午後2時30分》

以上は、令和3年9月21日、矢巾町役場4階大会議室において開催された、令和3年第10回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。☒

令和 年 月 日

議 長 会 長

議事録署名人 番

議事録署名人 番

議事録署名人 番
